



サンキュー

ファンド

# 特定非営利活動法人 THANKYOU FUND

入 会 の ご 案 内

アスリートによる社会貢献活動の支援を通して

スポーツの新たな社会的価値を創造します。

社会貢献活動を通してたくさんの「感謝"THANKYOU"」が生まれ

支援者・当事者が共に笑顔になれる明るい未来を目指しています。

Web



SNS



特定非営利活動法人THANKYOU FUND 代表理事の矢野輝弘です。

この法人は、私がプロ野球の現役選手であった2010年7月から続けてきた社会貢献基金「39矢野基金」をNPO法人として独立させるとともに、他のアスリートにも社会貢献の意義を伝え参画していただけるよう、そのサポートをすることを主な活動として設立しました。アスリートが自身の技術向上だけでなく、さまざまな社会貢献を通じて新たな社会的価値を創造できるよう支援することが、活動の中心です。アスリートは基金のオーナーとして、ご自身が望む社会貢献を実現していただくことができます。

オーナーは、プロ・アマ、競技種目を問いません。個人でも、複数人でも構いません。現役の方はもちろん、OB・OGやスタッフ、トレーナー等も対象です。「いつも応援してもらって自分も何か恩返しをしたい」「社会貢献してみたい」という熱意があれば、その熱意を基金というカタチに変え、社会に還元します。アスリートの「感謝」の心が新しい社会貢献を生み、ファンや支援者、スポンサー等の「感謝」がその活動を拡大させ、社会に還元することで新たな「感謝」を生み出します。この「感謝の環」が、明るい未来に繋がることを願ってやみません。

そして、この活動に賛同し、私たちと一緒に「新しいスポーツ文化」を築いていただける会員を募集しています。チーム・競技種目の枠を超えて、“ALL SPORTS”で社会貢献に取り組んで参りたいと思います。皆様のご入会を心よりお待ちしております。

## 代表理事 矢野輝弘



### 矢野輝弘（やの・あきひろ） Profile

1968年12月6日、大阪市平野区生まれ。O型。桜宮高校、東北福祉大学出身の元プロ野球選手。主なポジションは捕手。

1991年、中日ドラゴンズにドラフト2位で入団。1997年、阪神タイガースにトレード移籍。

2003年、18年ぶり8度目のリーグ優勝。ベストナイン、ゴールデングラブ賞を獲得。

2005年、2年ぶり9度目のリーグ優勝。ベストナイン、ゴールデングラブ賞、日本シリーズ敢闘賞を獲得。

2007年、北京五輪日本代表に招集。翌年、北京五輪出場。

2010年7月、大阪府社会福祉協議会に「39（サンキュー）矢野基金」設立。同年9月、現役引退。

2013～2015年、侍ジャパンバッテリーコーチ就任。

2016年より阪神タイガース作戦兼バッテリーコーチ、2018年より同球団二軍監督、翌2019年より同球団一軍監督。

2022年1月、「39矢野基金」で第22回ゴールデンスピリット賞受賞。

2022年4月、「特定非営利活動法人THANKYOU FUND」設立、代表理事就任。

オールスターゲーム出場7回（1999年、2002年～2006年、2008年）、通算サヨナラ安打10本（阪神タイガース球団記録）

生涯成績1669試合出場／4921打数／1347安打／112本塁打／打点570／打率.274

## THANKYOU FUNDについて

当法人は、アスリートに対し社会貢献の機会を提供（企画立案、設立からその後の運営をサポート）するとともに、広く社会から賛助を求め資金を調達し、社会の保健や医療又は福祉の増進に寄与する事業を展開し、スポーツ文化の振興及び寄付文化の醸成を図ることを目的としています。

### 法人名

サンキュー ファンド  
**THANKYOU FUND**

当法人の活動理念である「感謝“THANK YOU”」を法人名に冠し、社会貢献のための資金だけでなく「感謝」をも集め届けられる“FUND”を目指し、命名しました。さらに「あなた“YOU”への感謝をもっと身近に伝えたい」という思いから、“THANKYOU”と一単語で表記しました。

### ロゴマーク



ロゴマークには「あなた“YOU”と気持ちを通わせたい」という思いを、“YOU”とのグータッチで表現しました。グータッチは、アスリートのコミュニケーションの象徴だけでなく、たとえ筋力低下や関節拘縮などがあっても、体と体の触れ合いによるコミュニケーションを実現します。誰しもがつながりあえる社会の実現を、このロゴマークに込めました。

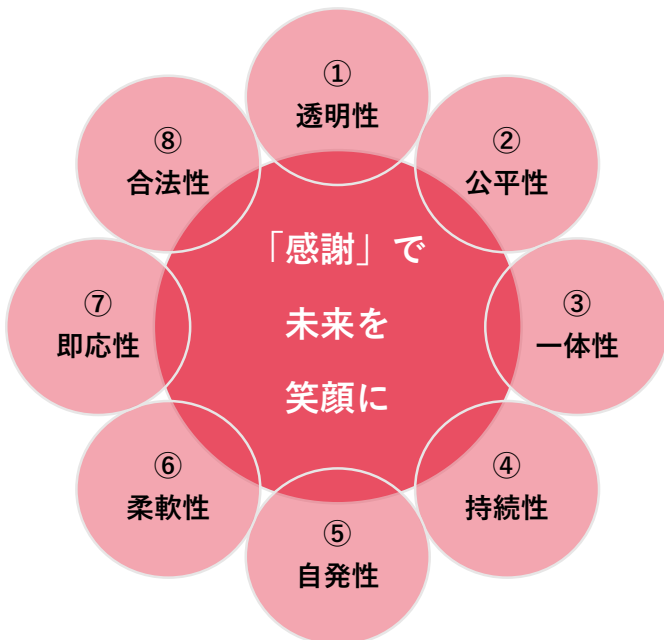
### 活動理念

感謝で未来を笑顔に

当法人の活動は、アスリートを支えるファンや支援者、スポンサーなどへの「感謝」を、社会貢献というカタチに変えることです。この感謝「ありがとう」から社会貢献を通じて新たな「ありがとう」が生まれ、世代を超えて文化として根ざし、明るい未来を創造することが私たちの理念です。

### 行動規範

活動理念を実現するために、当法人は8つの「行動規範」を常に意識しながら活動して参ります。



①透明性	法人運営が透明であり、社会貢献に至るプロセスを開示します。
②公平性	役職員や会員、関係者の恣意を排除し、公平に社会的価値を提供します。
③一体性	役員や社員、関係者だけの組織ではなく、受益者や支援者等と一体となる「全員参加」を目指し、垣根を越えて繋がりあえる場を提供するよう努めます。
④持続性	社会に新たな価値を創造し、常に最善の価値を見出し、その活動を持続させるよう最大限努めます。
⑤自発性	アスリートの社会貢献への意欲を尊重し、実現に向け自ら最大限の働きかけを行います。
⑥柔軟性	官僚的思考から脱し、形式や権威よりも期待される役割・成果を重視した弾力的な運営を行います。
⑦即応性	意思決定と行動を迅速に行います。
⑧合法性	コンプライアンスを重視し、正義心のもとに意思決定を行います。

■ 設立

2022年4月1日

■ 法人所在地 (バーチャルオフィス)

〒573-0031 枚方市岡本町7番1号 枚方ピオルネ5階

■ 資本金

約1,200万円

■ 役員

代表理事 矢野 輝弘 (やの・あきひろ)  
副代表理事 畑中 大蔵 (はたなか・だいぞう)  
理事 背尾 匡徳 (せお・まさのり)  
監事 杉井 俊介 (すぎい・しゅんすけ)

■ Web URL

<https://thankyoufund.or.jp/>

■ MAIL

[tyf.hello@thankyoufund.or.jp](mailto:tyf.hello@thankyoufund.or.jp)

※恐れ入りますが、お問い合わせは電子メールまたは当法人Webサイト「お問い合わせフォーム」よりお願い申し上げます。

■ 沿革

2010年7月26日

矢野輝弘氏が大阪府社会福祉協議会に社会貢献基金「39 矢野基金」を設立。

2021年1月25日

矢野輝弘氏と「39矢野基金」のNPO法人化について協議。プロジェクト発足。

2021年12月13日

法人設立発起人会を開催し、法人設立に向けた具体的な諸事項について確認。

2022年1月20日

矢野輝弘氏が「ゴールデンスピリット賞」を受賞。

2022年1月21日

法人設立総会を開催。全議案の承認を得る。

2022年2月28日

大阪府枚方市が法人設立を認証。

2022年4月1日

法人設立登記。

事業内容

<p style="text-align: center;"><b>アスリートの基金創設支援事業</b></p> <p>新たに社会貢献活動を希望するアスリートの求めに応じて、社会貢献基金の創設・運用を支援します。</p>	<p style="text-align: center;"><b>アスリートが企画する社会貢献プロジェクトにおける 助成事業</b></p> <p>アスリートがオーナーとして運営する社会貢献基金において、寄付金等を調達しつつ、目的に応じた助成を行ないます。</p>
<p style="text-align: center;"><b>普及・啓発事業</b></p> <p>社会貢献基金に準じたテーマや社会貢献の意義、昨今の福祉課題等を啓発するため、研修会や会報発行等を行います。</p>	<p style="text-align: center;"><b>講師等派遣事業</b></p> <p>ご依頼に応じて、メディアや講演会、研修会等に役職員を派遣し、この法人の実施する事業や社会貢献について啓発します。</p>

■ アスリートとともに創る「伴走型」の支援

当法人は、アスリートによる社会貢献を総合的にプロデュースし、企画立案、設立、およびその後の運営に至るまで、全プロセスにおいて伴走型の支援を提供する、新しい事業を行います。

■ 誰もが主体となる支援活動

「支援者から受益者」への一方通行の支援ではなく、支援者・協賛者、サポーターなどが主体的に参画し、全員参加型で展開する「互助モデル」を創造します。

■ 「感謝」のネットワーク構築と寄付文化の醸成

さまざまな媒体や機会を活用し積極的な資金調達（ファンドレイジング）を行い、支援者・寄付者の善意が確実に社会貢献に寄与し、さらに受益者の感謝をフィードバックすることで寄付文化の醸成を図ります。

■ 社会への啓発

当法人の活動を通じて社会の諸課題にスポットをあて、啓発し、社会貢献への意欲・関心を喚起します。

## 入会案内

当法人では、共に活動を支援していただける会員を、常時募集しています。総会議決権を有する「**正会員**」と、総会議決権を有さず、当法人への賛助（ご寄付）のみを目的とした「**賛助会員**」の2種類がございます。当法人の活動は、会員の皆様のお力添え無くして継続できません。ぜひ入会をご検討いただけますと幸いです。詳細につきましては「**会員規約**」をご参照ください。

Web入会はこちら



## 正会員

### 正会員の権利

正会員には「**団体会員**」と「**個人会員**」があり、それぞれ下表に記載の権利があります。

団体会員（法人又は任意団体）	個人会員
当法人の総会に参加し、議決権を行使できます。 当法人の会員証を発行いたします。 当法人の会報をお届けします。 当法人が提供する事業（研修事業、講師派遣事業その他）を会員価格で提供します。 当法人のホームページに名称を掲載します（非掲載も可）。	
株式会社等はCSR活動の一環として社会貢献に参画している旨を開示できます。 ホームページや名刺等に当法人の認証マークが使用できます（事前承認が必要です）。	

### 正会員の入会金・年会費・添付書類

入会にあたり、下表のとおり入会金および年会費を申し受けます。

会員種別	入会金(初年度のみ)	年会費	合計(税込)	添付書類(全て写し可)
団体会員	10,000円	39,000円	<b>49,000円</b>	法人：登記事項全部証明書（6か月以内） 法人以外：団体・組織の存在を示す書類
個人会員		19,000円	<b>29,000円</b>	運転免許証・マイナンバーカード等

※一度納入いただいた入会金・年会費は、ご返金いたしかねます。

※年会費は、入会月により一部減額する場合がございます。

※当法人では事業年度を1月～12月と定めていますが、会員の期限は入会年度の翌年3月末日まで有効です。

※18歳未満の方の個人会員への入会には、親権者の同意が必要です。

### 正会員入会までの流れ

#### ①メールアドレス登録

… 当法人Webサイト「入会案内」ページから所定の入力フォームにアクセスいただき、当法人のプライバシーポリシー・誓約書に同意のうえ、メールアドレスをご登録いただけます。



#### ②入会申込フォームに入力

… 会員情報・連絡先の入力、書類の提出（Webからアップロード）をしていただけます。

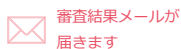


#### ③内容確認

… ご入力いただいた内容を当法人で確認します。入会の可否に関わらず結果をメールでお知らせいたします。

※内容確認には1週間～10日程度の程度お時間をいただく場合がございます。また、追加で資料の提出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※入会が認められない場合、その判定理由は一切お答えいたしかねます。なお、ご提出いただきました書類は、当法人で一定期間保存の後、破棄いたします（ご返却はいたしかねます）。



#### ④入会金・会費のご請求

… 入会金・会費のご請求書を郵送いたしますので、必ず所定の期日までにお支払いください。

※お支払いは当法人指定の金融機関口座にお振込いただけます（恐れ入りますが、振込手数料はご負担ください）。



#### ⑤会員証等の送付

… 入会金・会費のご入金確認をもって会員となります。当法人より会員証および関連書類を郵送いたします。

## 賛助会員

### 賛助会員の権利

賛助会員には、それぞれ下表に記載の権利があります。

当法人の会員証を発行いたします。  
当法人の会報をお届けします。  
当法人のホームページに名称を掲載します（非掲載も可）。

※賛助会員は総会に参加することはできません。

### 賛助会員の入会金・年会費・必要書類

賛助会員は、会費を「寄付金」として取り扱います。3,900円以上の任意の額を納入いただけます。

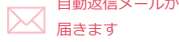
入会金	会費（一口）	任意の額	合計（非課税）	添付書類
不要	3,900円	a	3,900円+a	不要

※当法人では事業年度を1月～12月と定めていますが、会員の期限は毎年3月末日まで有効です。

### 賛助会員入会までの流れ

#### ①メールアドレス登録

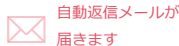
… 当法人Webサイト「入会案内」ページから所定の入力フォームにアクセスいただき、当法人のプライバシーポリシー・誓約書に同意のうえ、メールアドレスをご登録いただけます。



自動返信メールが届きます

#### ②入会申込フォームに入力

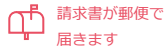
… 会員情報・連絡先・納入金額の入力をお願いいたします。



自動返信メールが届きます

#### ③会費のご請求

… 事前に申告した納入金額のご請求書を郵送いたしますので、必ず所定の期日までにお支払いください。



請求書が郵便で届きます

※お支払いは当法人指定の金融機関口座にお振込みいただけます（恐れ入りますが、振込手数料はご負担ください）。

#### ④会員証等の送付

… 事前に申告した納入金額のご入金確認をもって会員となります。当法人より会員証および関連書類を郵送いたします。

## 感謝・表彰制度等

当法人の活動に参画いただいた方のうち、功績が顕著な方に対し、感謝・表彰制度を設けています。

### 感謝

当法人に一定額以上（通算の額）のご寄付をいただいた方に対し「感謝状」を贈呈します。ただし、匿名による寄付は通算の対象となりません。

### 表彰

永きにわたり会員となっていた方に「永年表彰」を、特に当法人に対し功績顕著な方に「功労表彰」を贈呈します。

## 当法人へのご寄付

当法人では、常時ご寄付を受付いたしております。ご協力いただいた寄付は当法人の運営のほか、社会貢献の一助として活用させていただきます。

なお、ご寄付にあたりましては、あらかじめ当法人Webサイトから「寄付の申込」が必要です。ご寄付をいただいた方は、必要に応じて領収証を発行するほか、当法人のホームページにてご紹介いたします（非掲載も可）。

※当法人では物品のご寄贈は、お受けいたしかねますので、悪しからずご了承ください。

寄付の申込は  
こちら



# 会員規約

## (目的)

第1条 この規約は、特定非営利活動法人THANKYOU FUND（以下「法人」という）の定款第3章に規定する会員について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (会員の権利)

第2条 定款第6条第1号に定める「正会員」は、次の提供を受ける権利を有する。

- 1 会員証の交付
  - 2 当法人の総会への出席および議決
  - 3 ホームページ等への名称記載（希望者のみ）
  - 4 当法人が発行する会報の提供
  - 5 当法人が主催する研修その他事業の参加費の優遇
  - 6 その他
- 2 定款第6条第2号に定める「賛助会員」は、次の提供を受ける権利を有する。
- 1 会員証の交付
  - 2 当法人が発行する会報の提供
  - 3 その他

## (会員の義務)

第3条 会員は、定款第8条及び本規約第7条に定める入会金並びに会費を納入しなければならない。

- 1 会員は、この規約のほか、法令、定款及び理事会の定めるその他の規程等を遵守しなければならない。
- 2 会員は、住所等登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに法人へ届け出なければならない。

## (入会申込の拒絶)

第4条 当法人は、入会申込者が次の各号の一に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- 1 入会に関わる事項について、偽名等の虚偽情報を提出した場合
- 2 入会申込者がこの規約のほか、法令、定款及び理事会の定めるその他の規程等に反するおそれのある場合
- 3 政治、宗教及び営利活動を目的としている場合
- 4 過去に会員資格を取り消されたものから申し込みがあった場合
- 5 その他、前各号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合

## (会員資格有効期間)

- 第5条 会員資格有効期間を次のとおり定める。
- 1 入会した初年度は、当該事業年度の翌年3月末までとする。
  - 2 入会した翌年度以降は、その翌々年3月末までとする。
  - 3 会員資格有効期間の起算日は、当法人が入会の申込を受け、第7条で定める入会費及び年会費の入金の払込みを確認した日とする。
  - 4 会員資格は、第9条で定める方法により継続することができる。

## (会員の種別)

- 第6条 正会員は、次の各号に定める種別で構成される。
- 1 団体会員 法人および任意団体として活動実態のある者。
  - 2 個人会員 前1号に該当しない自然人。ただし18歳に満たない者は親権者の同意がなければ入会することができない。

## (入会金・会費)

第7条 会員は、その種別に従い、次の各号に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 1 正会員（団体会員） 入会金 10,000円 年会費 39,000円
  - 2 正会員（個人会員） 入会金 10,000円 年会費 39,000円
  - 3 賛助会員 入会金 0円 会費 3,900円（一口）
- 2 正会員のうち定款第12条に規定する役員に就く者は、本規約第3条第1項に規定する入会金及び会費の納入義務を免れる。ただし、当該役員に就くまでに納入した額は返還しない。
- 3 前1項の規定にかかわらず、やむを得ない正当な事由であって代表理事が認めた場合は、入会金または会費を減免することができる。

## (拠出金品の不返還)

第8条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

## (会員資格の継続)

- 第9条 会員資格有効期間が満了する場合には、書面又は電磁的方法により、継続のための案内を会員に通知する。
- 2 会員資格は、当法人が指定する期日までに会費を払込み、当法人が入金を確認したことをもって継続されるものとする。

## (会員の氏名及び名称等の変更)

- 第10条 会員は、その氏名又は連絡先等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法によりその旨を法人に通知しなければならない。
- 2 前項に規定する変更通知の不在によって、当法人からの会員への通知、書類等が遅延または不達になった場合、当法人はその責を負わないものとする。

## (会員資格の喪失)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったとき、その資格を喪失する。
- 1 退会届の提出をしたとき
  - 2 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
  - 3 継続して1年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき
  - 4 除名されたとき

## (退会)

第12条 会員は、当法人が別に定める退会届により、書面又は電磁的方法をもって当法人に提出して、任意に退会することができる。

## (除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- 2 当法人、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害したとき
- 3 当法人、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- 4 会員登録に関わる事項について、虚偽の情報を提出したことが判明したとき
- 5 法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 6 この規約のほか、法令、定款及び理事会の定めるその他の規程等に違反したとき
- 7 その他、前各号に準ずる場合で、法人が会員として不適当と判断したとき

## (措置)

第14条 会員資格有効期間が過ぎ、当法人からの通知の後も、当法人が会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員の権利の行使を停止し、当法人に対し債務があった場合はすみやかに清算することとする。

## (禁止行為)

- 第15条 会員は、次の各号における行為をしてはならない。
- 1 会員は、定款第3章に規定する会員権利を第三者に譲渡もしくは使用させてはならない。
  - 2 会員は、当法人の許可なく、当法人の名称もしくはこれを連想させる名称を無断で使用し活動してはならない。

## (個人情報の保護)

第16条 会員の個人情報（住所・氏名・写真・電話番号・電子メールアドレス等）は、当法人が保有する会員の個人情報に関して適用される法規のほか、当法人が定めるプライバシーポリシーを遵守し適正に取扱うものとする。

## (損害賠償)

第17条 会員が、定款及び本規約に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償しなくてはならない。

## (会員間の紛争)

第18条 会員間相互に生じた紛争において、会員は自己費用と責任において解決するものとし、当法人には一切の責を負わない。

## (残存条項)

第19条 退会した場合又は会員資格が停止もしくは除名された場合であっても、第14条、第16条、第17条、第18条および本案の規定は有効に存続する。

## (附則)

この規程は令和4年4月1日より施行する。

# プライバシーポリシー

## (目的)

第1条 このプライバシーポリシー（以下「本プライバシーポリシー」といいます）は、特定非営利活動法人THANKYOU FUND（以下「法人」といいます）がお預かりする個人情報の取扱いについて定めます。

## (個人情報)

第2条 本プライバシーポリシーにおいて、個人情報とは、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に規定される生存する個人に関する情報（氏名、生年月日、その他の特定の個人を識別することができる情報）、および特定の個人と結びついて使用される住所、居所、メールアドレス、電話番号、その他の個人に関する属性情報をいいます。

## (個人情報利用目的の特定)

第3条 法人は、収集した個人情報を以下の目的で利用することができるものとします。その他の目的で利用する場合には、その利用の目的をあらかじめ特定します。

- (1) 正会員（団体会員・個人会員）
  - ・正会員の登録・変更・削除等に係る業務の遂行
  - ・会費納入に係る業務の遂行
  - ・寄附金の納入に係る業務の遂行
  - ・総会の運営に係る業務の遂行
  - ・機関誌の発行、研修会等催事案内その他法人からの情報提供に係る業務の遂行
  - ・その他、上記業務に付随する業務の遂行
- (2) 賛助会員
  - ・賛助会員の登録・変更・削除等に係る業務の遂行
  - ・会費納入に係る業務の遂行
  - ・寄附金の納入に係る業務の遂行
  - ・機関誌の発行、研修会等催事案内その他法人からの情報提供に係る業務の遂行
  - ・その他、上記業務に付随する業務の遂行
- (3) 上記(1)(2)に属さない寄附者
  - ・寄附金の納入に係る業務の遂行
  - ・その他、上記業務に付随する業務の遂行
- (4) プロジェクトオーナー
  - ・社会貢献基金設立に係る業務の遂行
  - ・寄附金の納入に係る業務の遂行
  - ・その他、上記業務に付随する業務の遂行
- (5) 受益者（およびその親族・支援者等を含む）
  - ・法人またはプロジェクトオーナーによる企画・意思決定・支援・助成等に係る業務の遂行
  - ・法人またはプロジェクトオーナーによる企画・意思決定・支援・助成等の実績・活動報告に係る業務の遂行
  - ・機関誌の発行、研修会等催事案内その他法人からの情報提供に係る業務の遂行
  - ・その他、上記業務に付随する業務の遂行
- (6) 運営委員
  - ・社会貢献基金運営に係る業務の遂行
  - ・その他、上記業務に付随する業務の遂行
- (7) その他共通する利用目的
  - ・非常時の安否確認および緊急時の連絡
  - ・国および地方公共団体との連携
  - ・テレビ、新聞その他の媒体を通じた広報活動
  - ・この法人が運営する事業に関するアンケート、モニター、取材等の実施ならびに効果測定
  - ・法人が運営する事業に関する案内、協力依頼その他連絡
  - ・各種問合せに対する連絡、回答
  - ・領収書および請求書の発行
  - ・その他、上記各業務に付随する業務の遂行

## (個人情報利用の制限)

第4条 法人は、あらかじめ本人の同意を得ず、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱いません。ただし、次に掲げる場合はこの限りではありません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

## (個人情報の適正な取得)

第5条 法人は、適正に個人情報を取得し、偽りその他不正の手段により取得しません。

## (個人情報の取得に際する利用目的の通知)

第6条 法人は、個人情報を取得するにあたり、あらかじめその利用目的を公表します。ただし、次に掲げる場合はこの限りではありません。

- (1) 利用目的を本人に通知または公表することにより、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知または公表することにより、法人の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的をご本人に通知または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

## (個人情報利用目的の変更)

第7条 法人は、個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えては行わず、変更された利用目的について、本人に通知または公表します。

## (個人情報の安全管理)

第8条 法人は、個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の個人情報の安全管理が図られるよう、当法人の構成員および従業員に対し、必要かつ適切な監督を行います。

## (要配慮個人情報の取扱い)

第9条 法人は、要配慮個人情報（ご本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪による害を被った事実その他ご本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報）を取得する場合および第三者に提供する場合には、法令に定められた例外的な場合を除き、あらかじめご本人の同意を得るものとします。

## (匿名加工情報の取扱い)

第10条 法人は、匿名加工情報（個人情報を本人が特定できないように加工し、かつ当該個人情報を復元できないようにした情報）を作成した場合には、当該匿名加工情報に含まれる個人情報の項目を公表します。また、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人情報の項目及びその提供方法をあらかじめ公表するとともに、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

## (委託先の監督)

第11条 個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合、法人は、委託先と機密保持を含む契約を締結し、または委託先に対し法人が定める約款への合意を求め、委託先において個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行います。

## (第三者提供の制限)

第12条 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合
- (3) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (4) あらかじめ利用目的に第三者への提供を含んでおり、第三者に提供されるデータの項目、手段および提供方法を告知あるいは公表している場合
- (5) 次に掲げる場合その他の個人情報の提供先が「第三者」に該当しない場合
  - ・当法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合
  - ・合併、分社化、営業譲渡等により事業が承継される場合
  - ・個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨ならびに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめ本人に通知し、またご本人が容易に知り得る状態に置いているとき

## (個人情報に関する事項の公表等)

第13条 法人は、個人情報に関する次に掲げる事項について本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて遅滞なく回答します。

- (1) 個人情報の利用目的（「個人情報の保護に関する法律」において、その義務がないと規定されるものは除きます）。ただし、回答しない決定をした場合、法人は、本人に対し、遅滞なくその旨を通知します。
- (2) 個人情報に関するお問合わせ窓口

## (個人情報の開示)

第14条 法人は、本人から個人情報の開示を求められたときは、本人に対し、遅滞なく個人情報を開示します。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合には、その全部または一部を開示しないこともあり、開示しない決定をした場合には、その旨を遅滞なく通知します。なお、アクセスログなどの個人情報以外の情報については、原則として開示しません。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

## (個人情報の訂正等)

第15条 法人は、本人から、個人情報が真実でないことを理由に、内容の訂正、追加または削除（以下「訂正等」といいます。）を求められた場合には、他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づいて、個人情報の内容の訂正等を行い、その旨を本人に通知します。

## (個人情報の利用停止等)

第16条 法人は、ご本人から、個人情報があらかじめ公表された利用目的の範囲を超えて取り扱われていること、または偽りその他不正の手段により取得されたものであることを理由に、その利用の停止または消去（以下「利用停止等」といいます。）を求められた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づいて、個人情報の利用停止等を行い、その旨をご本人に通知します。ただし、個人情報の利用停止等に多額の費用を有する場合その他利用停止等を行うことが困難な場合であって、ご本人の権利利益を保護するために必要にこれに代わる措置を講じることができる場合は、その代替措置を講じます。

## (問合わせ窓口)

第17条 法人の個人情報の取扱いまたは本プライバシーポリシーに関する問合わせ窓口は、次のとおりとします。

担当：特定非営利活動法人THANKYOU FUND  
プライバシーポリシー問い合わせ窓口  
メール：csupport@thankyoufund.or.jp

## (本プライバシーポリシーの変更)

第18条 当法人は、必要に応じて本プライバシーポリシーを変更することがあります。

## (附則)

このプライバシーポリシーは令和4年4月1日より施行します。